

令和7年度から 国民健康保険税 の税率などを改定します



令和7年度の改定内容

令和6年度	所得割率	均等割額	賦課限度額
医療給付費分 (0~74歳)	7.30%	2万7000円	65万円
後期高齢者支援金分 (0~74歳)	2.30%	7800円	22万円
介護納付金分 (40~64歳)	1.80%	9800円	17万円
合計	11.40%	4万4600円	104万円



令和7年度	所得割率	均等割額	賦課限度額
医療給付費分 (0~74歳)	7.87%	3万7000円	65万円
後期高齢者支援金分 (0~74歳)	2.63%	1万1600円	24万円
介護納付金分 (40~64歳)	2.23%	1万3500円	17万円
合計	12.73%	6万2100円	106万円



国民健康保険税(国保税)の計算の仕組み

国保税は、個人ごとに医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の所得割額・均等割額をそれぞれ算出し、最終的に世帯で合算した金額です。
 ただし、介護納付金分は、40歳以上64歳以下(介護第2号被保険者)のみ算出の対象としています。
 ※均等割額欄の金額は、一人当たりの基本税額です。
 ※所得割額欄の金額は、給与等の収入から経費や43万円の基礎控除を除いた所得に所得割率を乗じて算出します。



税率改定により次のように税額が変わります。

45歳単身・自営業

営業所得:200万円

改定前
22万3500円

→

改定後
26万1800円

年額3万8300円増

42歳夫婦と10歳子ども

夫の所得:300万円
(給与収入なら430万円程度)

改定前
41万6900円

→

改定後
49万9800円

年額8万2900円増

**年金生活
70歳夫婦**

年金収入:夫210万円
→所得の少ない世帯に該当し、
均等割額5割の軽減を適用

改定前
8万9500円

→

改定後
10万8300円

年額1万8800円増

忘れずに! 国民健康保険の加入・脱退は早めの届出を!

就職・退職等で国民健康保険に加入・脱退する際は届出が必要です。対象者全員分のマイナンバーがわかるものと下記の書類を保険年金課又はサービスセンターにご持参ください。

- 加入時** 健康保険の資格喪失日がわかるもの
- 脱退時** 健康保険の資格取得日がわかるもの、
国民健康保険資格確認書(または保険証)

その他の手続きについては、市HPで確認いただくか、保険年金課保険税係(048-922-1592)までお問い合わせ下さい。



CHECK! →

CHECK! 所得の少ない世帯の保険税軽減制度があります。

軽減の判定を行うには、収入などの申告が必要です。収入がない人や、障害年金・遺族年金などの非課税所得のみの方も市民税・県民税の申告をしてください。



- ・65歳以上で前年度市民税申告をされた方
- ・23歳以上64歳未満で前年度申告をされなかった方

に1月28日に申告用紙とご案内を発送しました。



令和7年度の納税通知書は、6月中旬に世帯主に送付します。

届いた納税通知書にて令和7年度の保険税額をご確認ください。
 なお、世帯主が別の保険に加入していても、納税通知書は世帯主あてに送付する点にご注意ください。